

仕様書

1. 件名

2021年度「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）」に係る実証実験における交通事故調査業務

2. 目的

2018年7月に「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）」において、NEDOが管理法人を務めることとなった。

「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）」では、自動運転の実用化を高速道路から一般道へ拡張するとともに、自動運転技術を活用した物流・移動サービスの実用化を目指している。そのための実証実験はその規模や内容において、これまでにない試みであるため、万が一実証実験に起因して事故が発生した場合の社会や自動車産業への影響は計り知れない。

従って、管理法人であるNEDOとして実証実験の進捗・安全管理を担うにあたり、実証実験に起因する事故が発生した場合に必要となる事故原因を明らかにすることで、NEDOに要請される社会的責任を果たし、実験を円滑に遂行することを目的として、事故調査業務について専門機関への請負付託を行う。

3. 契約期間

2021年4月1日から2022年3月31日

4. 対象事業

「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）」に係る実証実験

5. 業務内容

受注者は、以下のとおり業務を実施すること。

(1) 通常業務

① 出動体制の構築

受注者は、別途指定する実証実験時間内において、迅速に対応可能な出動体制を常時整えること。

② 月次報告

受注者は、月に一度、当該月における出動体制の構築実績及び交通事故調査の業務実績をまとめ、月次報告書として書面により発注者に納入すること。

(2) 交通事故調査業務

① 調査依頼

発注者は、４．において交通事故が発生した都度、別表１「交通事故調査項目一覧表」の調査項目のうち必要な調査項目（以下「依頼項目」という。）を受注者に通知し、調査を依頼する。

②交通事故調査

受注者は、発注者からの調査依頼を受け、当該事故に関して依頼項目に係る調査を行うこと。

③速報版調査報告書の作成

受注者は、依頼項目のうち、別表１「交通事故調査項目一覧表」の「１．基本項目」に係る調査結果をまとめ、発注者の了承を得たうえで、調査依頼から６時間以内に電子データを E-mail で発注者に納入すること。電子データの形式については、発注者が別途指示する。

④調査報告書の作成

受注者は、③の報告内容を含め、依頼項目すべての調査結果をまとめ、発注者の了承を得たうえで発注者に提出すること。提出に際しては、直ちに電子データを E-mail で納入するとともに、書面で納入すること。なお、電子データの形式は発注者が別途指示するが、書面は A 4 判又は A 3 判（A 3 判を用いる場合は、折り込んで A 4 判に収まる形態）とすること。

⑤撮影データの作成

受注者は、調査が完了次第、直ちに調査において撮影した写真等のデータを発注者に納入すること。納入にあたっては、報告書への掲載の有無を問わず全撮影データを DVD-R 等に格納し納入すること。

⑥ドライブレコーダー映像データの回収

受注者は、ドライブレコーダー映像データが回収可能な場合には、調査が完了次第、直ちに当該映像データを発注者に納入すること。納入にあたっては、DVD-R 等に格納し納入すること。

⑦その他付帯業務

その他①から⑥に付帯する業務を行うこと。

6. 納入等

（１）納入物

受注者は、以下のとおり納入物を発注者に納入すること。なお、イ、ウ、エ及びオについては、５．（２）の業務発生の都度、発注者に納入すること。

項番	名称	掲載箇所	数量	納入期限
ア	月次報告書	５．（１）②	１部	翌月の発注者の５営業日以内 （ただし、３月分は３月３１日）
イ	速報版調査報告書	５．（２）③	１部	調査依頼から６時間以内
ウ	調査報告書	５．（２）④	１０部	調査が完了次第、直ちに （具体的な日付は、調査依頼時に発注者が指定する）
エ	撮影データ	５．（２）⑤	１式	調査が完了次第、直ちに （具体的な日付は、調査依頼時に発注者が指定する）

項番	名称	掲載箇所	数量	納入期限
オ	ドライブレコーダー 映像データ	5. (2) ⑥	1 式	調査が完了次第、直ちに (具体的な日付は、調査依頼時に発注者が指定する)

(2) 納入場所

神奈川県川崎市幸区大宮町1 3 1 0 番 ミューザ川崎セントラルタワー
NEDO ロボット・AI部

7. 業務完了の通知

(1) 調査完了報告

受注者は、5. (2) の調査が完了した都度、調査完了報告を当該調査の履行期限までに書面により発注者に通知すること。なお、具体的な履行期限は調査依頼時に発注者が指定する。

(2) 業務完了報告

受注者は、年度の業務が完了した時は、業務完了報告を3月31日までに書面により発注者に通知すること。

8. 費用

(1) 本業務に係る費用は、別表2「料金単価表」に基づき算出すること。

(2) 別表2「料金単価表」に記載のない事象が生じた場合については、発注者と受注者の間で別途協議のうえ決定することとする。

(3) 別表2「料金単価表」に定める実費精算項目については、証拠書類を発注者へ提出すること。発注者は、提出された証拠書類が適正なものであることを確認したうえで、当該費用を実費精算することとする。

9. 守秘義務等

受注者は、本業務の履行で知り得た一切の情報及び発注者から提供、指示又は預託された情報を取扱うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって、漏えい等防止の取り組みを行い、適切な情報管理を行うこと。また、本業務の目的以外には利用しないこと。

10. その他

(1) 必要に応じ、発注者及び別途発注者が指示する関係機関等へ、作業進捗について報告すること。

(2) 納入後一年以内に納入物が仕様書等に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから15営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、発注者に納入すること。

(3) 受注者は、実費精算項目以外の調査に係る装備等調達費、運搬費、保険料等の本業務に係る諸経費全てを別表2「料金単価表」の単価に含めておくこと。

(4) 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。